

令和5年5月8日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の
施行に伴う関係通知の改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県等衛生主管(部)局長に対して標記通知が発出されるとともに、日本医師会を通じ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第349号)が令和4年11月11日に公布され、令和6年1月1日に施行されること等に伴い、「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」(平成30年7月10日付け医政地発0710第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)別添「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いに関する指針」が別添のとおり改正されることについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006/FAX：06-6764-0267